日本航空 OB 乗員
有志の会ニュース

2014. 02. 21

No.14-019

HP：http://jalfltcrewob.web.fc2.com/
Mail：jalfltcrewob@gmail.com

安全で明るい JAL

第１章 第７

機長への作為的な解雇や、不透明な人事

高裁 最終準備書面シリーズ３

希望退職で機長の削減目標を大幅に超過達成しても１８名を解雇

JAL本体における希望退職の目標数３７１名のうち、機長の削減目標人数は１３０名、副操縦士の削減目標は２４１名と設定されていた。これに対し、実際の希望退職では、第一次募集で機長３７名、第二次募集で機長約１００名の応募があったと説明されていたにもかかわらず、機長の希望退職募集ならびに機長の解雇対象者に対するブランクスケジュールアサインが続けられた。

JALは、機長の削減目標以上の退職者が出ると、副操縦士の年齢基準を上げることにより副操縦士を削減対象からはずしてブランクスケジュールの対象からはずし、機長はそのまま削減対象としてブランクスケジュールのアサインを続けたのである。こうして、最終的に機長の希望退職の応募者の合計が１５４名となり、設定されていた機長の削減目標を大幅に超えて達成していたにもかかわらず、…削減対象としていた機長をどこまでも削減対象からはずさずに、機長１８名を解雇した。

このように、機長という職位における希望退職募集の削減目標として設定していた１３０名に対し、目標を超過達成していたのであるから、人員削減の必要性はなかったのである。したがって、機長１８名の解雇は無効とされなければならない。

その詳細な事実経緯は、「機長を解雇したことの不当労働行為性」において、詳述します。

解雇の影で不透明な人事、年齢基準に該当する一部機長をJ-AIRに転籍や再雇用

２０１０年１１月末までに、Ｊ－ＡＩＲ出向中であったJAL本体の機長６名が、JAL本体を自主退職し、２０１０年１２月１日から、Ｊ－ＡＩＲの乗員として採用された。しかも、この６名は、いずれも機長の整理解雇の年齢基準５５歳以上に該当する機長であった。

上記人事は、同じ年齢の機長でありながら、一方は解雇され、他方は、たまたまＪ－ＡＩＲへ出向中だったという理由でグループ会社において雇用先が確保され、転籍しているという点に大きな問題がある。出向者であっても、JAL本体の運航乗務員である以上、全て希望退職の対象となっていたし、実際にもＪ－ＡＩＲ出向中のJAL本体の機長が希望退職により退職した例もあった。したがって、職場からも、Ｊ－ＡＩＲが上記６名を採用したことに対し非常に不透明な人事であるとの意見が出され、乗員組合は団体交渉においてJALに対し抗議をした。

さらに、単に「不透明な人事」ということにとどまらず、この６名の退職があっ

たにもかかわらず、JALが主張する３７１名の削減目標数が減っていないという点も不当である。

Ｊ－ＡＩＲ出向機長の定年退職後の再雇用

自主退職の機長６名の他に、Ｊ－ＡＩＲに出向中の機長１名が、２０１０年１０月にJAL本体を定年退職し、その後、Ｊ－ＡＩＲに加齢乗員として再雇用された。

解雇対象者がブランクスケジュールにより追い込まれていた時期に、定年退職した機長が加齢乗員としてグループ会社に採用されていたのである。

しかも、JALは上記の人事について、乗員組合に何ら説明をしていない。この事実は、本裁判中の乗員組合の調査により新たに判明したものである。

上記の定年退職機長の再雇用は、一方で現役運航乗務員が解雇され、他方で定年退職した乗務員の雇用がグループ会社内で確保されているという点で、大きな問題がある。

■タイトルは、世話人による

■理解しやすくするために「原判決」を「地裁判決」に、「原審」を「地裁」に、「被控訴人」を「JAL」に置き換えました

■**「控訴人」は地裁における「原告」です**

2014年もこれまで同様、

カンパ及び活動への参加をお願いいたします

カンパ宛先等の情報

http://jalfltcrewob.web.fc2.com/kampa.htm

今後の日程

5月　15日（木）

控訴審　客室乗務員判決

東京高裁　101号法廷

13時30分より

5月　19日（月）

不当労働行為裁判

東京地裁　527号法廷

13時10分より

6月　5日（木）

控訴審　パイロット 判決

東京高裁　　101 号法廷

13 時 30 分より